

大東市住工調和条例



住宅と工場などが混在する地域では、それぞれが良好な住環境、操業環境を可能な限り確保しつつ、共存していくための方策やルールを定め、「住」と「工」の調和がとれたまちづくりを目指します。

大東市

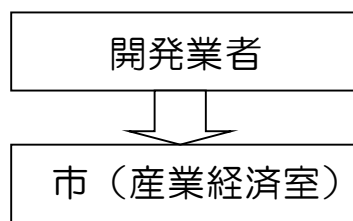
良好なまちづくりと企業活動の調和（**住工調和**）を図ることを目的に「住工調和条例」を平成22年10月1日から施行します。

市内の工業地域（隣接準工業地域を含む）における大規模な住宅開発の際には、関係者の事前協議を行うことなどが義務付けられました。

1. 対象地域

- 条例：工業地域・隣接準工業地域における 2,000 m²以上の住宅開発
- 要綱：工業地域における 500 m²以上 2,000 m²未満の住宅開発

2. 住宅開発申出書の提出



※開発指導課には別途、開発行為協議書の提出が必要

3. 事前協議開催

市（産業経済室・開発指導課）【事務局】

- 販売業者（開発業者）← ※市から通知
- 隣接する工場等の事業者の代表者
- 地域団体（自治会・町会等）の代表者
- 住工調和を図る目的で設立された団体の代表者
- 弁護士等（随時）

4. 助言・指導 ～ 公表

- 市は販売業者（開発業者）・事業者・地域団体に対し、助言または指導ができる
- 市は販売業者（開発業者）に対し、事業に係る説明または資料の提出を求めることができる
- 市は販売業者（開発業者）に対し、事業の取り扱いを変更するよう勧告することができる

販売業者（開発業者）が市から求められた説明等に
応じない、または勧告に従わない場合

意見陳述の機会を設ける（業者に書面通知）

公表の可否を決定（公表の場合は告示・広報紙等）

なぜ住工調和条例が必要なのでしょうか？

工場が市外へ転出すると大東市の経済基盤やまちの活力が失われ、産業が衰える要因にもなりかねません。

そのため、良好なまちづくりと企業活動の調和は本市としても主要施策として位置づけ、住民にとって住みやすく、事業所にとって操業しやすい環境を連携して作り出すために必要なのが住工調和条例なのです。

大東市住工調和条例（概要）

住工調和条例では、次のとおり市・販売業者・事業者・市民・地域団体の責務を定めています。

■市の責務

- 市民に対して、自らが居住する地域の用途地域について周知するよう努めること。
- 用途地域の用途が実状に合わない場合は、大阪府など関係機関と協議し、用途地域の見直しを検討すること。
- 開発業者において、開発区域が2,000平方メートル以上の大規模な住宅開発を行おうとするときは、関係者による事前協議の場を設けること。
- 本市内への企業の立地促進および良好な操業環境を維持するため、企業活性化の施策を実施すること。

■販売業者の責務

- 本市内に転入しようとするものに対し、当該販売を行う住宅等が立地する用途地域について、事前に十分な説明を行い、住工調和への理解を促進するよう努めること。
- 開発区域が2,000平方メートル以上の大規模な住宅開発を行おうとするときは、事前協議の履行に努めること。

■事業者の責務

- 用途地域の内容を理解するとともに、事業場等の周辺住民の住環境と共存できるよう、その環境づくりに努めること。

■市民の責務

- 本市内に転入しようとする場合は、居住する地域における用途地域の内容について、理解するとともに、事業者の企業活動と共存できるよう、その環境づくりに努めること。

■地域団体の責務

- 住民による住環境と事業者の企業活動の共存を図るため、当該地域における市の施策に協力するとともに、住工調和の促進に努めること。



〒574-8555

大阪府大東市谷川1-1-1

大東市産業・文化部産業経済室

電話072-870-4013